

## 神奈川県 イベント開催Q&amp;A

	質 問	回 答
イベントの定義	1 イベントに該当するか、どのように判断すればいいですか。	イベントとは、事前予約制・チケット販売・時間指定(○時～△時までの一定の開催時間を予定して行われる興行等)の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等(演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等)を指します。 (例)出席者が特定されていて、集客しない会議、協議会等はイベントではありません。
	2 飲食店でのコンサートはイベントに該当しますか。	イベントに該当します。なお、飲食店を貸し切っ行う参加者等が限定された身内のコンサートであればイベントに該当しません。 ※ まん延防止等重点措置期間中等は、イベント業者への時短要請ではなく飲食店への時短要請が適用されます。
	3 結婚披露宴はイベントに該当しますか。	不特定多数に向けた集客を実施しないのでイベントに該当しません。
	4 お店を貸し切り会社の暑気払いをします。当日参加も受け付け、初めて会う支店の人や得意先にも声をかけています。イベントに該当しますか。	興行ではないためイベントに該当しません。なお、参加者に安心してもらうため自主的にチェックリストを活用いただくことは問題ありません。
大声の判断	5 大声のあり・なしはどのように判断しますか。	観客が通常より大きな声量で、反復・継続的に声を発する場合、大声ありと判断します。
参加人数について	6 複数会場で開催する場合、参加人数は合計で考えますか。	会場が分かれている場合は、会場ごとの人数で判断してください。 同一施設内の会場であっても、入退場口が異なり、人の流れが厳密に管理できる場合は、会場が分かれていると考えられます。 一方で、別々に入退場管理をせず、自由に移動できる場合は、会場全体の人数で判断してください。
	7 複数日に渡り開催する場合、参加人数は延べ人数で考えますか。	延べ人数ではなく、1日当たり(入替制の場合は1回当たり)の人数としてください。開催期間中1日(または1回)でも5,000人を超える場合は、「5,000人超のイベント」と判断してください。
	8 1日(または1回)当たりの参加人数はどのように数えますか。	入退場管理により参加人数が特定できる場合は、会場に同時に滞在する最大の参加人数で判断してください。会場に同時に滞在する人数がわからない場合は、1日当たりの延べ人数などで判断してください。
	9 出演者はイベントの参加者として数えますか。	含めるか含めないかは主催者の判断となりますが、基本的には観客の人数です。
会場に収容定員がない場合	10 会場に収容定員がない場合、収容率ほどどのように判断すればいいですか。	十分な人と人との間隔の確保(できれば2m、最低1m)ができるかどうかで判断してください。 <b>(十分な人と人との間隔が確保できる場合)</b> 人数上限はありません。 <b>(人と人とが触れ合わない程度の間隔の場合)</b> 大声なしのイベントの場合は、5,000人まで動員できます。ただし、感染防止安全計画を策定した場合は、人数上限はありません。 大声ありのイベントの場合は、開催について主催者で慎重に判断してください。
イベント開催の判断	11 イベント開催の可否は県が判断するのですか。	県は、提出された感染防止安全計画を確認し、必要に応じて感染防止対策について助言を行います。 イベント開催の可否については、県の確認結果を踏まえ、主催者が判断してください。
感染防止安全計画	12 感染防止安全計画とは何ですか。	イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、参加者が5,000人超えかつ収容率50%超えのイベントについて、事業者がイベントごとに具体的な内容を記載し、イベント開催の2週間前までに県に提出するものです。 事業者からの提出を受け、県が確認・助言することで感染対策の実効性を担保することが目的です。
	13 感染防止安全計画について、すべての項目にチェックを入れないといけませんか。	全ての項目にチェックをしてください。また、チェックを入れた項目に対し、実効性がある計画や対策を詳細に記載してください。

感染防止策 チェックリスト	14	チェックリストの作成、公表は必須ですか。	感染防止安全計画を策定しない場合は必須です。
	15	チェックリストの項目について、すべての項目にチェックを入れないといけませんか。	全ての項目にチェックが入ることが望ましいですが、該当しない項目は見え消し等で消してもらって構いません。
	16	ホームページやSNS等がない場合、チェックリストはどのように公表すればいいですか。	会場の入り口に掲示するなど、参加者が自由に確認できるようにしてください。屋外での集合で掲示場所がないイベント（ウォーキングイベント等）の場合は、参加者へ事前に連絡、あるいは、当日集合時に参加者へ説明する等、周知してください。
	17	チェックリストはいつまで公表すればいいですか。	イベント終了まで公表してください。また、イベント終了日から1年間保管してください。
	18	チェックリストは県に提出しますか。	不要です。
	19	一日に複数回や一定の期間など、反復するイベントはどのようにチェックリストを作成すればいいか。	スケジュールや出演者等の一覧を作成しておけば、チェックリストは1枚で構いません。
開催後の対応	20	結果報告資料の提出は必要ですか。	<p><b>(感染防止安全計画を策定したイベント)</b> イベント開催後、1か月以内に提出してください。</p> <p><b>(感染防止策チェックリスト公表のみのイベント)</b> 原則、提出は不要です。</p> <p><b>(クラスター発生や感染防止策の不徹底等、問題が発生した場合)</b> 感染防止安全計画の策定の有無に関わらず、速やかに提出してください。</p>
その他	21	緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出ていないのに、なぜイベントを制限するのですか。	イベントにおける感染防止策を徹底し、観客の広域的な移動やイベントの前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するためです。